

四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領【施設特定型】

当市では、公共施設にネーミングライツ事業を導入することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、公共施設の命名権(公共施設の愛称を決定する権利)を取得する事業者等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)を募集します。

公共施設は多くの利用者が見込めるため、施設名称に企業名や商品名を冠することによって企業の認知拡大が期待できます。

1、ネーミングライツ・パートナーを募集する施設

ネーミングライツ・パートナーを募集する公共施設は、下記の5施設です。

事業実施期間、ネーミングライツ料及びパートナーメリットは、下記をご参照ください。

施設区分	①公共施設名 ②所在地 ③利用者数(H27年度)	①事業実施期間※2 ②ネーミングライツ料(年額)※3	パートナーメリット※4 (命名権以外の附帯する権利)
市民文化系施設	①四街道市文化センター ②四街道市大日396番地 ③164,479人	①事業開始日から5年間 ② 130万円以上/年	①大ホール及び会議室等の優先予約(年1回) ②ネーミングライツ・パートナーの商品等を展示するPRコーナーの確保(2㎡程度)
スポーツ系施設	①四街道中央公園野球場※1 ②四街道市鹿渡無番地 ③10,960人	①事業開始日から5年間 ② 50万円以上/年	野球場の無償使用(年1回)
	①四街道総合公園野球場 ②四街道市和田161番地 ③9,717人	①事業開始日から5年間 ② 90万円以上/年	野球場の無償使用(年1回)
	①四街道総合公園多目的運動場 ②四街道市和田161番地 ③16,860人	①事業開始日から5年間 ② 50万円以上/年	運動場の無償使用(年1回)
	①四街道総合公園体育館 ②四街道市和田161番地 ③139,256人	①事業開始日から5年間 ② 100万円以上/年	①メインアリーナ等の無償使用(年1回) ②ネーミングライツ・パートナーの商品等を展示するPRコーナーの確保(2㎡程度)

※1 野球以外に、グラウンドゴルフ大会、市ふるさとまつり(夏祭り)、市産業まつり(商工業のイベント)、市ロードレース(マラソン大会)、市消防出初式等様々な事業に使用されています。

※2 上表で示す事業実施期間以外であっても応募することは可能ですが、審査に当たり、提案期間に応じた評価をするものとします。(期間が長い方が望ましい。)また、協定締結日から3ヶ月程度を事業実施の準備期間といたします。

※3 金額には、消費税額及び地方消費税額が含まれています。なお、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合でも、協定期間内はネーミングライツ料の額は変更しません。

※4 ア、詳細は、ネーミングライツ・パートナーとして選定された後に別途協議し決定します。

イ、施設の優先及び無償使用については、原則、年1日の使用となります。また、施設の優先予約や利用方法については別途協議いただきます。

ウ、施設の優先予約、無償使用及びPRコーナーの確保については、別途使用申請が必要となります。

エ、PR コーナーの管理は、ネーミングライツ・パートナーが行い、盗難、破損等については保障できません。

オ、施設看板、PR コーナーの設置等により、施設の電気等を使用する場合は、別途ご負担いただきます。

カ、施設の優先予約の場合は、別途使用料をご負担いただきます。

2、愛称の基準等について

愛称の基準については、四街道市ネーミングライツ事業実施要領(以下「実施要領」という。)第4条に記載のほか、下記事項を遵守してください。

- (1) 公共施設の用途が特定しやすい愛称とします。(例:〇〇文化センター、〇〇体育館)
- (2) 市が発行する刊行物、文書等及び市ホームページ(以下「刊行物等」という。)に施設名が掲載される場合は愛称を使用いたします。(事業開始前に刊行物等を作成若しくは作成への準備を始めたものにつきましては愛称の使用は行いません。また、市以外の団体等が発行する刊行物等には愛称使用の効力は及びません。)
- (3) 愛称が定着するまでは、混乱を避けるため、条例上の名称を併記させていただくことがありますのでご了承ください。(事業開始から概ね1年間)
- (4) 国等への報告書、申請書等の公文書につきましては、原則、正式名称を使用いたします。

3、費用負担について

ネーミングライツ事業に係る市とネーミングライツ・パートナーの費用負担については、下記のとおりになります。(○印側が負担。△印は※下記記載内容のとおり)

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー※1
施設看板等の新設又は既設看板等の名称表示変更※2		○
ネーミングライツ事業終了後の原状回復		○※3
施設のパンフレットの作成※4		○
市ホームページ、施設利用発券機等の表示変更	△※5	△※6

※1 上記区分の費用については、ネーミングライツ料とは別途ご負担いただきます。

※2 ア、看板の新設については、ネーミングライツ・パートナーの判断にお任せいたします。また、新設する場合は、千葉県屋外広告物条例を遵守してください。

イ、既設看板がある施設は、市民等の混乱を避けるため、看板の名称変更をお願いいたします。

ウ、既設看板が彫り物等で修正が難しいものについては、修正をお願いしない場合があります。

エ、看板の新設及び表示変更後に天災、事故等の事由により看板が損傷した場合の復旧に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

オ、事業の実施にあたり、施設内の既存の注意書き看板等の修正に費用が発生する場合は、ネーミングライツ・パートナーにご負担いただきます。

※3 原状回復の実施にあたっては、市及び施設管理者(指定管理者等)と協議いただきます。

※4 パンフレットの新規作成については、ネーミングライツ・パートナーの判断にお任せいたします。なお、作成する際は、市及び施設管理者(指定管理者等)と協議ください。

※5 市ホームページ上の施設名称の修正については市で負担いたします。

※6 市施設利用発券機及び施設管理者(指定管理者等)のホームページ上の施設名称の修正に費用が発生する場合は、ネーミングライツ・パートナーにご負担いただきます。

4、応募について

ネーミングライツ・パートナーの応募につきましては、「ネーミングライツ・パートナー申込書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、窓口を持参若しくは郵送にてご提出ください。

(1) 添付書類

ア. 法人等の概要を記載した書類

イ. 定款、寄附行為その他これらに類する書類

ウ. 登記事項証明書

エ. 直近の事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書

オ. 直近の事業年度分の納税証明(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税等)及び市税を滞納していないことを証明する書類

カ. その他市長が必要と認めるもの

(2) 申込書提出窓口

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所経営企画部管財課ファシリティマネジメント推進室(市役所新館2階)

(3) 募集期間

通年(土日祝日、年末年始は除く)※受付時間は、8時30分から17時15分まで

(4) 提出部数

1部(必要に応じ、複写させていただきます。)

(5) その他

・実施要領第6条に規定する事業者等は応募できません。

・応募は、先着順とします。

5、応募に関する質問について

応募に当たって、不明点がある場合は、下記によりご質問ください。

(1) 質問方法

ア. 質問票(任意様式)により、電子メール又は FAX で下記問い合わせ先まで送信ください。

イ. 質問票中に、法人名、担当者名、返信先(電話番号、メールアドレス、FAX番号)を必ず記載してください。

(2) 質問送信先

ア. 電子メールの場合は、 ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp まで

イ. FAX の場合は、 043-424-2015 まで

(3) 回答方法

電子メール、FAX、電話のいずれかの方法により質問者に回答いたします。

6、ネーミングライツ・パートナーの選定方法等

(1) 四街道市ネーミングライツ事業審査委員会(市内部組織)において、応募された書類の内容(愛称やネーミングライツ料等)を総合的に判断して優先交渉者を選定し、実施要領第8条によりネーミングライツ・パートナーを決定いたします。

(2) ネーミングライツ・パートナーとして決定された者には、「ネーミングライツ・パートナー決定通知書」(様式第2号)により、その他の応募者には、「ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書」(様式第3号)により通知いたします。

7、協定の締結及び公表について

(1) ネーミングライツ・パートナーとして決定後、「四街道市ネーミングライツ事業に関する協定書(案)」(以下「協定書(案)」という。)のとおり、市と協定を締結していただきます。

(2) 協定の内容(ネーミングライツ・パートナーの名称及び所在地、施設の愛称及びネーミングライツ料等)について、市の広報誌及びホームページ等で公表いたします。

8、ネーミングライツ料の納付について

ネーミングライツ料は、年度ごとに市長が指定する期日までに四街道市財務規則(昭和40年規則第1号)に定める納入通知書により納付していただきます。

9、その他留意事項

- (1) 応募の際は、本募集要領のほか、四街道市広告事業実施要綱、四街道市広告掲載基準、実施要領、協定書(案)の内容を理解した上でご応募いただくようお願いいたします。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (4) 提出書類等は返却いたしません。
- (5) 提出書類等は、四街道市情報公開条例に基づき開示する場合があります。
- (6) 現地を見学される場合は、事前に下記お問い合わせ先と日程調整をお願いいたします。
- (7) 愛称の誤表記等によりネーミングライツ・パートナーに損害等が生じた場合の補償はいたしません。

10、お問い合わせ先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所経営企画部管財課ファシリティマネジメント推進室

電話:043-421-6210

FAX:043-424-2015 E-mail:ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市長

所 在

名 称

代表者名

ネーミングライツ・パートナー申込書

四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領【施設特定型】の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申し込みいたします。

記

施 設 名	
愛 称 案	
愛 称 の 理 由	
ネーミングライツ事業 実 施 期 間	年間
ネーミングライツ料	年額 円
応 募 の 動 機	

添付書類

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近の事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (5) 直近の1事業年度分の納税証明(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税等)及び四街道市税を滞納していないことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様

四街道市長



ネーミングライツ・パートナー決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった、ネーミングライツ・パートナーの応募について、内容を審査した結果、下記のとおり、ネーミングライツ・パートナーとして決定いたしましたので、四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領【施設特定型】の規定により通知します。

記

施 設 名		
愛 称		
ネーミングライツ事業 実 施 期 間	年間	
パートナーメ リ ッ ト		
ネーミングライツ料	年 額	円
	総 額 (年間)	円

様

四街道市長



ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった、ネーミングライツ・パートナーの応募について、内容を審査した結果、下記の理由により不採用といたしますので、四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領【施設特定型】の規定により通知します。

記

施設名	
不採用理由	